



GPSを使った捜査は
日本では行われているの？



GPSを利用した捜査を 行うには令状が必要です。



令状のないGPSでの追跡捜査は
違法とされたけれど、
尾行捜査は令状なしでもOK？

最高裁は、広域窃盗事件の捜査で用いられた、被疑者の自動車に取りつけたGPS端末から取得した位置情報について、「令状なしのGPSでの追跡捜査は違法である」という判決を出しました。警察が行う捜査には、令状が不要な任意捜査と令状が必要な強制捜査がありますが、警察は、GPSでの追跡は「任意捜査」の範疇であると解釈していました。これに対して、最高裁が上のように判断した背景には、携帯電話の通信会社などに捜査協力を依頼し、スマホに搭載されたGPSによる位置情報を令状なしで取得できるようになると、スマホなどを所持するあらゆる人が、いつでもどこにいるかを簡単に把握できるようになり、それがプライバシー侵害につながる恐れがあるという懸念があったのかもしれませんが。一方、昔からの捜査手法である尾行や張り込みは、位置情報だけでなく、捜査対象者の交友関係や行動範囲など、より具体的な情報がわかり、プライバシーの侵害につながる可能性があるにも関わらず、一般に任意捜査として認められています。これは、刑事訴訟法における法律解釈の難しさとおもしろさの一例といえるでしょう。

法学はグレーゾーンを考えるためにある。
自分のことばで言語化しよう。

法律は、ものごとの白黒を判断するためのものさしなのですが、実際には法律に照らし合わせても簡単に白黒を判断できないグレーゾーンがあります。そのグレーゾーンをどう解釈し、判断するかを考えるためにあるのが法学です。先ほどの例であれば、GPS捜査と尾行捜査それぞれのプライバシー侵害についてはグレーゾーンであり、議論の余地があります。このような法律問題を考えるとき、まずは自分のことばで言語化することが大切だと考えています。ときには被害者だけでなく犯人として疑われている人の立場に立ってものごとを考え、その人物の人生や心模様まで想像することも。また、違う意見を持つ人とことん議論することも重要です。一筋縄ではいかない法律問題を、一緒に考え、そして探求していきましょう。



滝谷 英幸 先生

Hideyuki Takiya

法律実務家になるための司法修習が終わる際に、弁護士になるか、研究者をめざすかで悩みましたね。法律が社会全体へどう貢献できるのかを探求してみたいという思いから、大学で研究者として生きる道を選びました。

私の
宝物



教員として自信がついた
はじめての授業。

人前で初めて授業したのが、大学院生時代の非常勤講師の頃。とある大学の経済学部の社会人クラスで「刑法」を教えたときに、「とても大学らしい、意義のある講義でした」と授業アンケートを書いてもらったことが、今にいたる自信につながっています。